

# 公益財団法人横浜工業会賛助会員に関する規則

制定 平成25年6月 6日

改正 令和 2年2月27日

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人横浜工業会（以下「この法人」という。）定款第44条の規定に基づき、賛助会員について定めるものとする。

## (入会手続き)

第2条 賛助会員は、この法人設立の趣旨に賛同し、この法人の事業に協力する者であって、別紙1の申込書を提出し、理事長の承認を得た者とする。

2 賛助会員は、「法人会員」と「個人会員」とし、それぞれ通常会員又は単年度会員とする。

## (脱退手続き)

第3条 賛助会員が脱退しようとするときは、別紙2の脱退届を提出し、理事長の承認を得るものとする。

2 賛助会員が、申し込んだ賛助会費を相当の期間納入しない場合は、脱退を勧告できるものとする。

## (賛助会費)

第4条 賛助会員の賛助会費の額は、次のとおりとし、第2条の申し込みの際に口数と年額を記入し申し込むものとする。

(1) 法人会員会費 1口5万円

(2) 個人会員会費 1口1万円

## (会費の納入)

第5条 賛助会費は、毎会計年度の3月末日までに納入するものとする。

## (改正)

第6条 この規則の改正は、第4条の規定を除き理事会の承認を経て理事長が決定する。

2 第4条の規定は、評議員会の議を経て前項の手続きにより決定する。

## 附 則

この規則は、平成2年6月20日から施行する。

この規則は、平成2年10月25日から施行する。

この規則は、平成13年5月25日から施行する。

この規則は、公益財団法人への移行の登記日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙 1

公益財団法人横浜工業会賛助会員申込書

令和 年 月 日

公益財団法人  
横浜工業会理事長 殿

〒 \_\_\_\_\_  
住所

\_\_\_\_\_  
氏名又は法人名

\_\_\_\_\_  
(学科、卒年等) ⑩又はサイン

Tel&fax又はe-mail

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

貴法人の設立趣旨に賛同し、この法人の事業に協力するため、  
(通常会員) 令和 年度より賛助会員を、下記のとおり申込みます。  
(単年度会員) 令和 年度の賛助会員(単年度)を、下記のとおり申込みます。

記

賛助会員申込口数 \_\_\_\_\_ 口

賛助会費 (年額) \_\_\_\_\_ 円

- \* (通常会員) 又は (単年度会員) を選択し、記入してください。
- \* ご提出頂いた住所等の個人情報は、本財団からの連絡のみに使用します。

別紙2

賛助会員脱退届

令和 年 月 日

公益財団法人  
横浜工業会理事長 殿

〒 \_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_

氏名又は法人名

\_\_\_\_\_ 印又はサイン  
(学科、卒年等 )

TEL&fax又はe-mail

\_\_\_\_\_

このたび、当方の都合により貴法人の賛助会員を脱退したく届出します。